

# イツコム モバイル閉域接続サービス 契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (サービスの提供)

イツコム・コミュニケーションズ株式会社 (以下「当社」といいます) は、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号、以下「法」といいます) その他の法令の規定に従い、当社が定める「イツコム モバイル閉域接続サービス契約約款」 (以下「約款」といいます) により、「イツコム モバイル閉域接続サービス」 (以下「本サービス」といいます) を提供するものとします。

### 第2条 (契約者の定義)

当社の指定する手続きに基づき、約款を承認のうえ、本サービスの利用を申し込み、当社が承諾した法人及び個人を加入契約者 (以下「契約者」といいます) と定義します。

### 第3条 (約款の変更)

1. 当社は、約款を契約者の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 約款を変更する場合は、当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社が定めた方法により、事前にその内容を告知します。

### 第4条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
モバイル端末	小型軽量で持ち運ぶことができる情報端末装置のこと。小型ノートパソコン・スマートフォン・タブレット型端末など。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
専用線	当社が他の電気通信事業者から専用サービスを受けて契約者に提供する専用の電気通信回線。
構内接続線	同一建物内の当社のルータの 10Base-T あるいは 100Base-TX インターフェースと契約者のネットワーク接続装置とを、イーサネット LAN により接続する通信回線。
ネットワーク接続装置	専用線等の終端に位置し、端末装置と専用線サービスに係る当社の設備との間の信号を変換する機能を有する電気通信設備

	及びルータ、TA、モデム、メディアコンバータなど。
ルータ	データの交換・中継を行うネットワーク接続装置。
ドメイン名	ホームページのアドレスやメールアドレスなどの一部分として使われているインターネット上のコンピュータを識別するための名称。
IP アドレス	IP（インターネットプロトコル）を使用してインターネットに接続するコンピュータ等を識別するための 32bit のアドレス。
アクセスポイント	本サービスを利用する際に、利用者が電気通信事業者のネットワークに接続するための中継点及び集線設備を設置した当社の管理する場所。
フレッツ光	東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の提供する光ファイバを用いた完全定額制通信サービス。
IP 接続	当社のネットワーク接続装置と契約者の指定する場所とを、当社もしくは契約者が設置する専用線もしくは構内接続線及びネットワーク接続装置等を用いて接続すること。
端末設備	IP 接続を実現するため契約者が設置する電気通信設備。
10BASE-T インターフェース	10Mbit/sec での符号伝送交換が可能な半二重のインターフェース。
100Base-TX インターフェース	100Mbit/sec での符号伝送交換が可能な全二重のインターフェース。
イーサネット LAN	米国電気電子技術者協会（IEEE）の 802 委員会が IEEE802.3 として追認した規格に適合したデータ通信方式による構内情報通信網。
通知	特定の方に個別に情報を伝えること。
告知	広く多くの方に情報を伝えること。

#### 第5条（本サービスの定義）

1. 本サービスにより提供する内容は、次のとおりとします。

品 目	内 容
モバイル閉域網の提供	契約者が指定するモバイル端末と通信を行う対象（特定の LAN、特定のクラウドサーバ等）を、当社及び当社が提携する他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて IP 接続することにより、当該モバイル端末と対象間の通信においてインターネットと異なる通信路（以下「モバイル閉域網」といいます）を提供します。
閉域網 SIM の提供	契約者が指定するモバイル端末が本サービスを利用するため

	に必要となる、専用の SIM（以下「閉域網 SIM」といいます）を提供します。
--	---

2. 閉域網 SIM を利用するにあたっては、別途定められた「イツコム SIM 契約約款」を承認し、遵守する必要があります。
3. 前 2 項によらない、特定の物件（以下「特殊物件」といいます）向けのサービス内容については、特殊物件ごとの規約を参照するものとします。

#### 第 6 条（オプションサービス）

本サービスにはオプションサービスがあります。オプションサービスの品目及び内容については別途個別規程で定めます。

## 第 2 章 利用契約

#### 第 7 条（契約の単位）

1. 当社は、本サービスの提供毎に一つの利用契約（以下「利用契約」といいます）を締結します。
2. 当社との間に本サービスの利用契約を締結できる方は、1 件の利用契約につき、1 法人又は 1 個人に限ります。

#### 第 8 条（契約の申込）

1. 本サービスの利用申し込みをする方（以下「申込者」といいます）は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
  - (1) 申込者の住所、氏名又は所在地、商号、代表者
  - (2) 利用開始希望日
  - (3) その他必要事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、保護者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人及び被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人及び保佐人の同意を必要とします。

#### 第 9 条（契約の成立）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

#### 第 10 条（申込の拒否）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用申し込みを拒否する

場合があります。

- (1) 申込者が利用契約上の義務を怠る恐れがある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽の記載をした場合
- (3) 当社の業務遂行上又は技術上著しい困難がある場合
- (4) 申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがある場合
- (5) その他、当社が利用契約締結を不相当と判断した場合
- (6) サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が著しく困難に陥った場合
- (7) 申し込みに係わる本サービスを提供するための接続について、他の電気通信事業者の承諾が得られない場合

#### 第11条 (契約期間)

本サービスの契約期間は、当社が契約者に通知した利用開始日（以下「利用開始日」といいます）から1年間とし、契約期間満了の時点で、当社 または契約者から第21条（契約者が行う利用契約の解約・解除）により継続しない意思表示がない場合、利用契約は1年間自動継続され、以後この例によります。

#### 第12条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間とします。

#### 第13条 (権利譲渡等の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

### 第3章 契約事項の変更等

#### 第14条 (契約事項の変更等)

1. 契約者は、本サービスにおける契約事項の変更もしくは追加を請求することができます。この場合、契約者は当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して当社に提出するものとします。当社が契約事項の変更を行う日（以下「契約変更日」といいます）は、変更もしくは追加する事項によって「随時」もしくは「月次」があります。「随時」の場合、契約変更日は、当社より別途通知がない限り、契約変更希望日を契約変更日とし、契約者は契約変更希望日の3週間前までに当社に申請書を提出するものとします。「月次」の場合、契約変更日は毎月1日とし、契約者は契約変更希望日の属する月の前月25日まで（当日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日）に当社に申請書を提出するものとします。

2. 契約者は、本サービスの提供するオプションサービスの解約を請求することができます。ただし、解約日を毎月1日とし、契約者は当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して、解約希望日の属する月の前月25日まで（当日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日）に当社に提出するものとします。
3. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約の成立）及び第10条（申込の拒否）の規定に準じて取り扱います。

#### 第15条（契約者の地位の承継）

1. 契約者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から6ヶ月を経過する日（当日が当社の休業日の場合はその前営業日）までに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知するものとします。
3. 第1項において相続により契約者の地位を承継した者が2人以上あるときは、前項の期間内にそのうちの1人を代表者と定め、書面によりその旨を通知するものとします。
4. 前項の場合、代表者の通知がないときは、当社が代表者を指定します。

#### 第16条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、契約申込書記載の住所、氏名又は所在地、商号、代表者に変更があったときは、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

### 第4章 本サービス提供の停止等

#### 第17条（本サービス提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 本サービスの料金等を支払期日を経過しても、支払わない場合
  - (2) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - (3) 本サービスの利用にあたり、当社又は第三者の著作権等を侵害する場合
  - (4) 本サービスの利用にあたり、当社又は第三者に対し、誹謗、中傷を行った場合又は不利益を与える行為を行った場合
  - (5) 本サービスの利用が、明らかに公序良俗に反する場合
  - (6) 本サービスの利用にあたり、法令に違反又は違反する恐れがある場合
  - (7) 本サービスの運営を妨げる場合
  - (8) 第36条（機密保持）第1項、第37条（管理責任）第1項、第2項、第4項の規定に違反した場合

- (9) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
- (10) 前各号の他、約款等に違反する行為で、当社若しくは第三者の業務遂行又は当社若しくは第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をした場合。
2. 当社は前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しその理由及び停止期間を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第18条 (本サービス提供の中止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは一部制限することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (2) 当社の電気通信設備に障害が発生した場合
- (3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
- (4) 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
2. 当社は、前項第1号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その7日前までに契約者に対しその旨を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号、第3号及び第4号により本サービスの提供を中止もしくは一部制限するときは、契約者に対し、その理由、実施期日及び実施期間を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第19条 (オプションサービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの特定のオプションサービスを廃止する場合があります。
2. 当社は、前項の場合には、契約者に対し廃止する3ヶ月前までに当社の指定する方法によりその旨を通知します。

### 第5章 契約の解除

#### 第20条 (当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、第17条(本サービス提供の停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、契約者が第17条（本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、契約者の利用継続が不相当と判断した場合にも、利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前三項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。

#### 第21条（契約者が行う利用契約の解約・解除）

1. 本サービスの契約者は、毎月末日にて利用契約を解約することができます。この場合、当該契約者は、解約希望日の1ヶ月前（当日が当社の休業日である場合はその前営業日）までに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、解約希望日は第12条（本サービスの最低利用期間）に規定する最低利用期間を経過する日の翌日以降に限ります。
2. 契約者は、第18条（本サービス提供の中止等）第1項各号の事由が生じたことにより、本サービスの提供を受けられなくなった場合において、契約者が利用契約の目的を達成することができないと認めるときは、当該利用契約を解除することができます。この場合、解除通知が当社に到着した日に利用契約は終了します。
3. 第19条（オプションサービスの廃止）第1項の規定により特定のオプションサービスが廃止されたときは、当該廃止の日に当該オプションサービスに係る利用契約が解除されたものとします。

### 第6章 料金等

#### 第22条（料金等）

1. 本サービスの料金及び関連費用（以下「料金等」といいます）は、以下の項目からなります。

区 分	細 目
初期費用	契約者が、利用契約締結の際に支払う加入料を含む一時金です。
サービス費用	契約者が、本サービスの対価として支払う利用料金を含む費用です。
オプションサービス費用	契約者が、本サービスのオプションサービスを利用する場合の対価として別途支払う追加料金で、オプションサービス品目ごとに定めます。

関連費用	他の電気通信事業者の提供する専用回線の利用料金及び回線終端装置の利用実績相当額や工事等により別途算定する実費相当額、ネットワーク接続装置の実費相当額及び設定費用で、回線利用料金や工事費となります。
------	--

2. 本サービスの料金等の金額は、契約者の利用要件に基づき、当社が算出した見積額に対し、契約者が了承をした金額とします。

#### 第23条（料金等の支払い義務）

1. 料金等の支払い義務は、第9条（契約の成立）の規定により、利用契約が成立したときに発生します。
2. 第17条（本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

#### 第24条（料金等の請求時期及び支払期日等）

1. 当社は、利用契約成立後、料金等を合計した額に支払期限を定めて契約者に請求します。
2. 前項の規定により料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。
3. 料金等の金額計算で、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

#### 第25条（本サービスの課金開始日）

本サービスの課金開始日は、当社が契約者に通知した日とします。

#### 第26条（サービス費用の算定方法）

1. 本サービスの利用料金（月額）は、毎月1日から当月末日までの1ヶ月分を月額として算定します。
2. 本サービスの利用料金（月額）は、締め切り日（毎月末日）の属する月の翌月末日までに契約者に請求し、以降も同様とします。

#### 第27条（料金等の支払方法）

契約者が料金等を支払う場合は、当社からの請求に基づき所定の方法で当社に支払うものとします。

#### 第28条（最低利用期間内における利用契約終了に伴う料金等の清算方法）

利用契約が、第9条（契約の成立）に規定する利用契約の成立日から第12条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内終了日までに解約・解除等により終了した場合は、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する利用料金とし、契約者は、当社が定める期日までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとし、当社はすでに支払い済みの料金等の払い戻しは一切行いません。

#### 第29条（割増金）

契約者は、料金等を不法に免れた場合には、その免れた金額のほか、その免れた金額（消費税及び地方消費税を除く）の2倍に相当する額を割増金として当社に支払うものとします。

#### 第30条（遅延損害金）

契約者は、料金等又は割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第31条（消費税等）

契約者が当社に対し利用契約に関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、別に定める料金等の額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を加算した額とします。

#### 第32条（利用不能の場合における取り扱い）

当社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求にもとづき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨て）に利用料金（月額）の30分の1を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額します。

### 第7章 損害賠償等

#### 第33条（損害賠償の免責及び特約事項）

1. 当社は、当社の責に帰することができない事由により、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとします。
2. 当社が、第17条（本サービス提供の停止）、第18条（本サービス提供の中止等）、第19条（オプションサービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、中止、制限、廃止したことによって、契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとし

ます。

3. 契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決し、当社に損害を与えないものとします。
4. 契約者が、第36条（機密保持）第1項、第37条（管理責任）第1項、第2項、及び第4項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

## 第8章 雑則

### 第34条（個人情報）

1. 当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する利用目的以外に、利用しないものとし、契約者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第2項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

### 第35条（通信の秘密）

1. 当社は、法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、契約者の通信の照会に応じることができるものとします。

### 第36条（機密保持）

1. 契約者及び当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

### 第37条（管理責任）

1. 契約者は、当社から付与された APN、ユーザ名、パスワード、IP アドレス、ドメイン名等の管理、使用において責任を持つものとし、その管理、使用により発生した一切の債務を自己の責任及び費用負担において解決し、当社には一切損害を与えないものとします。
2. 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。契約者がこれらの規則に違反して損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービスを利用して行う行為について一切責任を負わず、契約者が本サービスの利用により他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
4. 契約者は、本サービスを第三者に利用させてはならず、万一契約者以外の第三者が同サービスを利用した場合にはその利用に関し全責任を負うものとします。この場合、第三者の不正使用により契約者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第38条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、廃止と同時に利用契約は終了するものとします。
2. 当社は、前項の場合には、契約者に対し廃止する 6 ヶ月前までに当社の指定する方法によりその旨を通知します。

### 第39条（遵守事項）

契約者は、約款の他当社が定める利用規約、利用案内、利用上の制約等を遵守するものとします。

### 第40条（準拠法及び合意管轄）

本サービスに関連する約款、規程及び個別契約は、日本法に準拠します。また、約款、規程及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所又は

東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この約款は、2019年2月1日から施行します。